

いきいきサロン助成金要綱

1、目的

地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」のため、身近な場所で世代を超えたみんなが一緒になり、ふれあい・交流をすすめる活動を通し地域の絆を深め、自然な支え合いのできる温かい地域づくりを目指すサロン活動を支援するものである。

2、助成対象

次のア)～エ)の活動要件を備えたサロン活動を助成対象とする。

ア) 開催頻度

原則として月1回以上、少なくとも年間で8回は開催予定であること

イ) 参加対象者

活動地域にお住まいのひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者をはじめ、障がい児者、子どもたちやその親など幅広い人を対象としてもよい。

ウ) 活動人数

活動単位は集まりやすく活動しやすい人数として、地域の規模や会場のスペースに応じたものとする。

エ) 活動内容

参加する人と協力するボランティアが受け手と担い手という立場をなくして、役割を共有し自由な運営とし、参加者の実情等に応じた多様な活動とする。

3、助成金額

設立準備金

20,000円

※新設サロンに対して初年度のみ助成を行う

活動費

36,000円

※年度途中で9月以降の立上げの場合は、設立準備金のみの助成とする。

なお、年度末サロン参加人数が平均して参加予定者名簿の半数以下の参加数であれば、次年度の助成金を10,000円減額とする

4、助成申請手続き

助成の交付を受けようとするサロンは、助成金交付申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、活動計画書(別紙様式2)、参加予定者名簿(別紙様式3)、請求書(別紙様式4)を添付して、南部町社会福祉協議会長(以下:社協会長とする)に申請するものとする。

5、助成金の決定

社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その活動内容を審査の上、助成金額を決定し助成金交付決定を通知するものとする。但し、当該年度の前年度にかかる下記6の実績報告が提出されない間は、交付しないものとする。

6、実績報告

助成金交付を受けたサロンは、当該年度の活動完了後1ヶ月以内に、報告書(別紙様式5)、活動報告書(別紙様式6)収支決算書(別紙様式7)、活動日誌(別紙様式8)を社協会長に報告するものとする。

7、その他

この要綱に定めるものの他、この事業に必要な事項は社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する